

地域活性化・人手不足対応ワーキング・グループ（第8回）

議事録

1. 日 時：令和8年4月14日（火）17:00～19:15

2. 場 所：オンライン

3. 出席者：

（委員等）林いづみ座長、落合孝文委員

青山浩子専門委員、井上岳一専門委員、小針美和専門委員、

秋元里奈専門委員

（事務局）内閣府規制改革推進室 菱山大次長、宮本賢一参事官

（関係者）渋谷 昌樹 公益社団法人日本農業法人協会会員

森誠悟 公益社団法人日本農業法人協会総務政策課政策担当課長

伊集院正之介 株式会社日本農業農業事業開発本部営業部PM課長

笠原尚美 阿賀野市農業委員会会長職務代理

五十嵐明彦 阿賀野市農業委員会事務局長

大瀧秀樹 阿賀野市農業委員会事務次長

山崎一之 阿賀野市農業委員会改善支援係長

齋藤了 公益社団法人秋田県農業公社理事長

工藤祐太 公益社団法人秋田県農業公社農地管理部農地集積課 課長

神田宜宏 農林水産省大臣官房審議官（兼経営局）

矢澤祐一 農林水産省経営局農地政策課長

朝日佳代 農林水産省経営局農地政策課農地集積・集約化促進室長

4. 議題：

（1）地域計画、農地の大区画化、農地集約及び担い手の現状等を踏まえた農地利用最適化のための制度面・運用面の見直しについて

（2）規制改革ホットライン処理方針について

○宮本参事官

定刻となりましたので、ただ今から、規制改革推進会議第8回地域活性化・人手不足対応ワーキング・グループを開会いたします。

本日は、ウェブ会議ツールを用いてオンラインで開催しております。また、本日のワーキング・グループは、内閣府規制改革推進室のYouTubeチャンネルにおきましてオ

ンライン中継を実施しております。御視聴中の方は、動画の概要欄にあるURLから資料をご覧ください。

なお、会議中は画面をオンにし、雑音が入らないようミュートでお願いいたします。御発言の際にミュートを解除し、マイクを近付けるなどして御発言ください。御発言が終わりましたら、再度ミュートにてお願いいたします。

本日は、本ワーキング・グループ所属委員の方々と落合委員が御出席です。

それでは、以後の議事進行につきましては、林座長にお願いをいたします。

○林座長

ありがとうございます。

それでは、本日の議題1、地域計画、農地の大区画化、農地集約及び担い手の現状等を踏まえた農地利用最適化のための制度面・運用面の見直しについてに入りたいと思います。

本議題は、本年1月26日の本ワーキング・グループに続いて議論するものです。

まず、資料1-1に基づき、公益社団法人日本農業法人協会様から5分ほどで御説明いただきたいと思います。お願いいたします。

○公益社団法人日本農業法人協会（森総務政策課政策担当課長）

それでは、日本農業法人協会より5分程度で説明させていただきます。

当協会からは、「農地集約の必要性」、「遊休農地の問題」、「運用改善に向けた提案」の順で説明させていただきます。

それでは、ページをめくります。まず、一つ目の項目は「農地集約の必要性」です。

日本農業法人協会の活動については、前回のワーキング・グループで説明していますので省略させていただきますが、資料1ページのグラフにあるとおり、協会会員の経営規模は年々増加しています。これに伴い、従業員1人当たりの売上げも上昇していますが、当協会の実態調査によりますと、会員全体が抱える課題の上位には常に人手不足というものが挙がっております。限られた人員で安定的に生産を行うためには、生産性の向上が急務の課題であると認識しているところでございます。

こういった背景から、当協会の政策提言の第一項目は、農地の有効活用等による生産性の向上としており、本日はこの課題解決に必要な提案をさせていただければと考えております。

続きまして、資料の2ページに移ります。

2ページにつきましては、会員の渋谷様から説明をお願いいたします。

○社団法人日本農業法人協会（渋谷会員）

日本農業法人協会の渋谷昌樹です。私は、渋谷農園という農業をやっている法人の代表でもあります。

今回、遊休農地の問題として提言させていただく部分としては、遊休農地に関しては、我々農業法人が預かることがなかなか難しい状況というのがいろいろな場面で起

きていますと今考えています。

その一つとして、まず、農地を中間管理機構というところを通じて所有者と我々農業法人、農業者というところが農地を預かり受けるという行為があるのですが、その中で、所有者の意思としてすぐに預けてもらえるような状況のときは良いのですが、所有者の意思が示されていない農地に関して問題が起きています。その中の一つとして、農地所有者は農地を手放す意思の表示ができていなかったり、農地に関して貸し手が見付けられないということが起きています。

遊休農地に関して、資料を見ながら説明させてもらうのですが、農地は長期的に耕作しない状態が続くと、放置されて復旧するまでの期間がすごくコストが掛かってしまいます。

耕作放棄地になっている原因としては、すぐに我々農業者が預かることができていないという現状があります。なぜかという、農地の所有者が手放す意思が明確になっていないとか、あとは担い手が見付かっていないというところがあります。

生産者としては、生産性を向上させるために農地を集約しないといけなかったり、長期的に放置された場所を預かり受けるということは、復旧までのコストがかなり増大してしまうという部分が問題になっています。農地利用に当たっては、農地バンクを通じて長期で安定的な契約を本当は希望しているのですが、そこが長期的に借りられるのかどうかというところも課題になっていると思っています。

原因と対応として、農地を耕作放棄地にならないようにするためには、2年以内に借受けできるような体制ができることによって、農業者は農地を預かるハードルがかなり減るかなと思っています。不耕作地であっても、現状だと所有者は何のデメリットも無いというか、ほったらかしにしていたとしても何かペナルティがあることもないので、相続の関係とか、農地をどうしたら良いか分からないけれども、ほったらかしになっているということが起きてしまって、そのまま2年以上放置されているような場所があります。

現行の遊休農地の制度設計の中では、利用意向の調査、農地バンクを通じて借りるまでの期間の設定があまり無い状態で、我々からアクションをかけても、地権者が誰かに預けるとするのが難しい状態になっているところでは。

実際、農業委員の方や地域の農業推進課の方が農地所有者に話をしても、農地所有者からオーケーが出ないと、現状、その農地を誰かに預けたり、マッチングさせることも難しい状態になっているところが農地に関しての問題かなと思っています。

私からは以上です。

○公益社団法人日本農業法人（森総務政策課政策担当課長）

渋谷様、どうもありがとうございました。

それでは、法人協会の説明が続きます。3ページをご覧ください。

最後に、簡単でございますが、運用改善に向けた提案をまとめて説明させていただきます。

きます。提案は2つございます。

一つ目の提案は、農地の遊休化を防ぐ観点から、農地バンクが農地の利用権を早期に掌握できる仕組みを創設することです。これは、協会として農地バンクの機能の発揮について大きく期待しております、農地バンクの権限やマンパワーの強化により、早期に遊休農地を管理できる仕組みづくりを求めるものでございます。

二つ目の提案は、農地所有者には耕作の責務を促すとともに、借り手とのマッチングを促進するため、貸し手のニーズを可視化できるデータベースを創設することです。

これは、「会員からの声」の欄にもありますように、農地所有者に農地を管理することについての当事者意識を持っていただくこと。農地を貸す意向がある場合につきましては、貸し手と借り手のマッチングが効率的に成立するように、お互いのニーズを集約できる仕組みづくりを求めるものとなっております。

日本農業法人協会からの説明は以上です。

○林座長

ありがとうございました。

続きまして、資料1-2に基づき、株式会社日本農業様から5分ほどで御説明をお願いいたします。

○株式会社日本農業（伊集院国内農業部PM課長）

日本農業の伊集院です。発表を始めさせていただきたいと思います。

まず、2ページ目で、本資料内とか今回の発表に伴って農地集約化の取組における土地所有者の事例等を御紹介させていただいているのですが、匿名性を担保するために一部の表現を変更していることと、所有者の意向を尊重せずに農地の集約を進めたいという意図ではないということを御留意いただければと思います。

次のページから具体的に農地集約における所有者と合意に至らなかった事例を御説明させていただきます。

私たちは、自社及び協力する外部の会社と共に大規模な果樹の園地の開発を行ったり、運営している会社になっています。それぞれ3つ事例があります。全て、ある程度大規模な園地を開発したいというところで、農地集約を目指した事例になっています。

一つ目が、都市近郊において遊休農地化はしていないのですが、耕作が積極的になされていない区画に対して、農業委員会の協力の下、意向調査とか農地の貸借、集約というところを目指して実行したのですが、特に合意に至らなかった点を中心的に御紹介します。

この地域では地価がもっと高騰するのではないかということへの期待感とか、そもそも大規模生産とか大規模法人というものに対する嫌悪感を出されたり、あとは果物を植えるので、木を植えたり、設備を設置していくことに対する忌避感、あとは近隣住民への配慮として農薬散布がされるのではないか、ちょっとドリフトしてしまう

のではないかというところを懸念して合意に至れず、区画が小さくなってしまったというところが一つ目になっています。

二つ目は、取組としては同じようなものなのですが、中山間地域で現状は耕作をされているのですが、耕作者の離農が決まっている区域に対して交渉を行ったところになっております。こちらについても、懸案というところで、農業外利用の継続、要は農地を農地として使わないけれども、所有者としては使われているというところを続けたいという話とか、将来、相続される方々がもしかしたら使うかもしれないから長期の期間は貸せないとか、単純に契約手続が面倒とか、もっと良い話があると思うから今回は見送りたいみたいなお話をされて、区画が小さくなってしまったところになっております。

最後に三つ目、地方部において10ヘクタール程度の集約を目指した事例においては、こちらについてはもう遊休農地化されているような状態で、逆に言うと、集めることができれば集約ができるという区域に対して交渉を行ったところから出てきた話としては、人と関わりたくないというところで「対人恐怖」と書かせていただいているのですが、もう関わりたくないというところから拒否されてしまうとか、不動産の一般的な賃料、農業では非現実的な賃料が要求されているとか、所有者ではない親族とか外にいらっしゃる方々から、騙されているのではないかみたいな話で、結局ひっくり返ってしまうとか、単年なら良いけれども、20年間とか10年間という長期の貸借はできないというところから合意に至らなかったというところがございます。

次のページで、先ほど出てきた懸案というところが、大きく捉えると8割から9割の方々は御同意いただいているのですが、1割から2割がそういったところから合意に至らなかったというところになっております。

それらで共通している傾向として、やはり使い勝手としては難しい農地であるというところで、なんとか保全管理のみ行っていたり、遊休農地化してしまっている農地であって、先ほどの発表にもあったのですが、それ単体で見ると正直使い勝手が悪いところだったり、きれいな農地にするためにコストが掛かるというところがございます。

もう一つ、意思決定者、土地所有者や、実際に意向を指し示す方が、これは単純に所有者はお父さんなのですが、お母さんが実権を握っているみたいなことをイメージしているのですが、農地の耕作や管理の当事者ではないところが共通した傾向かなと思っています。要は、その方々にとっては農業というのは身近ではなくて、どちらかというところと不動産を所有しているという意識とか、コストを払えば管理は実施できるけれども、コストを発生させてきれいな状態を保つメリットがその方にとっては無いというところ。

もう一つが、耳なじみは無いかもしれないのですが、農村力学の範囲外にいるというところで、農業者の知り合いもいなければ、地区外居住をしていて、地域会合

とか地域の方から、あそこをどうにかしてくれと直接的に批判を浴びることが少ない方々というところになっております。

これは、個人的な問題というよりかは、相続が今後なされていくとか農業関係人口の減少を踏まえると当然の傾向かなと私たちは考えていまして、所有者に担い手への貸借を促す制度の周知と継続的なフォローアップが重要だと考えています。要は、個人でどうこうできる問題ではないと考えているところでございます。

次のページです。実際に農水省さんの方で遊休農地への対応で措置がなされているところとっております。この点について、補強が必要ではないか、より良い運用していくために二つあるとすると、一つが現況把握というところなんです。これは制度というより運用の話ですけれども、どれが遊休農地かというところが全国ないしは担当者間で差異が無い判断をしていただけないと、そもそも遊休農地が挙がってこない状況を目にするので、そういったところが一つ重要ではないか。

もう一つが、先ほどのページとも関連するのですが、勧告とか裁定していくことは非常に重要だと考えているのですが、所有者自身が耕作をしなければいけないとか、こういう制度があるというところとか、担い手を見付けるというところが重要だと思っております。

次のページで補足として書かせていただいておりますが、課題感というところは先ほどと重複するのですが、利用意向調査で自ら耕作しようとするとか、誰かに貸し付けるというところが、所有者の意向としては絶対尊重すべきだと思っております。その方自体が今後も10年、20年継続してそこを達成していくことが難しい回答項目かなと思っております。

特に、経過観察の期間を設けた後も実態が改善されていない場合や、自ら耕作すると言った方が実際は保全管理のみされていて貸借を拒絶する事例もあるので、土地所有者への営農継続や担い手捜索に課題があると推測される場合は、地域・自治体によるフォローアップが必要だと課題としては捉えています。

対応案として、遊休農地化してしまっている土地所有者に対する利用交渉が、先ほどの事例も全てそうなのでありますが、借りたい担い手と土地所有者の当事者間、あとは農業委員会を含むというところで完結してしまっていることが課題と思っております。なので、当事者外に相談窓口を設けて、例えば賃料の話ですと法外な、農業だとかおかしな単価になっているところを第三者の意見を踏まえながら調整いただくというのが重要ではないかというところと、あとは所有者とか担い手にそもそも制度の周知というところがあるかなと思っております。その上で、地域に近しければ近しいほど勧告・裁定というところは少しハードな手になってしまうので、そこを解消するために外部の窓口は重要かなと思っております。

設置先として、中間管理機構とか農水省という外側にいらっしゃるところとか、実際に役割を担われる方々のところに窓口があると望ましいと考えております。

駆け足になりましたが、私からの説明は以上です。

○林座長

ありがとうございました。

続きまして、資料1－3に基づき、阿賀野市農業委員会様から5分ほどで御説明いただきたいと思います。

○阿賀野市農業委員会（笠原会長職務代理）

阿賀野市農業委員会会長職務代理者の笠原と申します。よろしくお願ひいたします。資料は3ページからお願いできますでしょうか。

阿賀野市について少し説明させていただきます。農地面積が約6,730ヘクタールのうち水田が約6,250ヘクタールあります。この中で、1筆当たりの平均面積は約15アール、農業委員会の年間申請件数は約1万筆となっており、こちらの1万筆につきましては新規・更新・移転の申請を含んでいます。県内最下位のは場整備率となっております、30%未満のは場整備率です。こういった形で、は場整備が進まない中、農地集約による経営の効率化が急務と思っております。

次をお願いいたします。

こうした中、私ども地域計画の取組について少しお話しさせていただきます。

地域の話合いの場への呼びかけと話合いのコーディネート、目標地図の作成が農業委員会の役割として定められました。これを受けまして、私ども農業委員会では、市内に213ある集落のうち175の集落に農業委員と推進委員が入りまして、農地バンクの説明と地域計画、目標地図の説明等させていただきました。集積計画から促進計画への制度変更などにかかなりの力点を置かせていただきました。

次をお願いいたします。

地域計画の実現に向けた取組のスキームの中で、地域計画のブラッシュアップに向け、3つの促進計画の活動を行いました。

次をお願いいたします。

この中で、農地農業相談会というものを設置しました。農地農業相談会につきましては、離農の相談、受け手が決まらない農地のマッチングの受付などを実施し、相対下での契約から中間管理事業での契約へ変更となることを踏まえ、地域計画に沿った賃借の開始を行ったところです。

次をお願いいたします。

こうした取組の効果と問題点としまして、集落単位で説明したため、土地持ち非農家の出席も多く、地域計画と制度変更への理解が深まりました。また、一つ目によりまして、利用集積計画から利用促進計画への切替えについて周知し、大きな効果が上がったと思っております。

一方で、利用促進計画の手续に掛かる期間が2倍以上になり、事務量増大による事務局職員の残業が常態化しています。また、農地バンクの手续が倍増し、他の業務が

滞る事態にもなっております。さらに、バンク法で定められていることと現実とのギャップもございました。

次をお願いします。

続きまして、農地法第36条の利用状況調査と利用意向調査の状況についてお話しいたします。

左側にあります農地パトロール（利用状況調査）につきましては、こういった形で取組をさせていただいています。

利用意向調査の意向表明の現地確認につきましては、意向表明後6か月を経過した後に、次年度の農地パトロールで現地確認を行っております。また、現地確認を行った結果、意向どおりになっていなかった場合については、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告することになっていますが、農業委員会は勧告を行う所有者と機構との協議が円滑に行われるよう、機構に対して、勧告に至る経緯や遊休農地の状況、借受希望者の有無等について事前に十分な協議を実施しました。しかし、現状耕作者がいないなどの理由から勧告へは至っておりません。こういったことから、毎年同じ農地をパトロールし、意向調査を実施しているという形で、形骸化しているのが実情です。

次をお願いいたします。

農地法36条利用意向調査の状況については、左側の表をご覧ください。「農地中間管理事業を利用」という項目が0筆となっていることにつきましては、中間管理機構に報告し、協議しても、次の耕作者が見付かるわけではありません。遊休農地の対象からは2年間外れることとなりますが、その後に再度遊休農地の対象となることから、他を選択し、0筆となっております。農地中間管理事業に反対しているわけではございません。

また、令和5年度に農業委員から、遊休農地を調査するのではなく、発生防止が重要であり、遊休農地になる前に次の耕作者等の対応をすべきという意見があり、田植え作業や稲刈り作業が遅れている農地の見回りを行っております。合計筆数が減少しているのは、こうした遊休農地対策の発生防止に取り組んだ結果であると思っております。

最後のページになります。

遊休化させないための取組として、形骸化した調査よりも遊休化させないための取組をしていきたいと考えております。利用状況調査には、農地ナビ等の衛星データ、また、AI画像解析等を活用して負担軽減を行っていきたいと思っております。

また、中山間地におきましては、耕作継続農地と粗放的管理等に移行する農地のゾーニングが早急に必要と考えております。遊休化しそうな農地の早期発見に重点を置き、地域計画の中の話合いで担い手につなげ、権利移動を促す活動を行っていき、戻せる農地を戻せるうちに、戻して耕作してくださる農業者につなげ、使える農地にし

ていくことが重要と考えております。

以上となります。ありがとうございました。

○林座長

ありがとうございました。

続きまして、資料1－4に基づき、公益社団法人秋田県農業公社様から5分ほどで御説明をお願いいたします。

○公益社団法人秋田県農業公社（齋藤理事長）

秋田県農業公社理事長の齋藤でございます。今日はよろしくをお願いいたします。

資料の説明につきましては、担当の工藤農地集積課長からお願いします。

○公益社団法人秋田県農業公社（工藤農地管理部農地集積課長）

私は、農地管理部の工藤と申します。秋田県農地中間管理機構の取組について説明いたします。

資料の1ページをお願いします。

まず、秋田県農地中間管理機構の転貸の実績についてです。左上のグラフにありますとおり、毎年3,000ヘクタール前後の農地を、担い手に貸付けを行っています。令和7年度につきましては5,913ヘクタールで、例年の約2倍の農地の契約の取扱実績となっています。毎年300～400ヘクタールぐらいは、転貸面積に受け手同士の権利の交換も含まれています。年間3,000件前後は10年契約の満期を迎えたものの契約更新も含まれていますので、今後もこういった流れは継続していくと考えています。

2ページをお願いします。

農地の集積・集約化に向けた重点取組事項ということで、秋田県農地中間管理機構では次の4つの重点取組事項を掲げていますが、このうち（2）と（4）について次のページで御説明します。

次のページをお願いします。

具体的な取組事項として、まず（1）「あきた型ほ場整備の推進」ということで、ほ場整備事業と併せまして中間管理事業による農地の集積、それから、園芸メガ団地の整備ということで、産地づくりを三位一体で推進するという取組になっています。

（2）は「スタンバイ農地事業」と言いまして、こちらは新規就農者あるいは新規参入者向けに中間管理機構があらかじめ農地を借受けして、農地を使いやすいように整備して新規就農者がスムーズに営農をスタートできるようにこの事業を行っています。

スタンバイ事業の活用事例として、下の方に載せていますが、リンゴでの就農を希望する方にあらかじめ農地を準備して、リンゴの苗木を中間管理機構が植えて、担い手に貸付けをしたという事例です。この事例についても、所有者はもう亡くなっていたので、農地を借受けするに当たっては、戸籍の調査、あとは法定相続人からの同意を得るといった作業を経て農地を準備した事例です。

4 ページをお願いします。

こちらは、私どもで作成しているパンフレットの切り抜きになります。こちらを使って農家さんには説明しています。左側の「農地中間管理事業のしくみ」の図になりますが、農地を貸したい出し手から中間管理機構が農地を借受けして、農地を借りたい受け手に貸付けをしますということで、直接出し手・受け手が契約するのではなくて、間に中間管理機構が入って契約をするのですと説明しています。

もし、出し手が100人、受け手が1人というケースであれば、出し手から機構が借受けをする契約は100件ということになりますが、受け手に対する契約は100件まとめて1件として貸付けをするということで、ここが相対とは違うところになると思います。あとは、左下の方には、地区の話合いによる農地の集積・集約化が大切ですよということ載せています。

右側には、農地を貸したい場合、借りたい場合の手続の流れも載せています。

右下には、出し手のメリットとしては、機構が確実に賃料をお支払いすること、あとは契約期間の満了後は確実に農地が戻りますよと説明しています。農地を取られると心配する出し手もいらっしゃるので、私どもではこういった説明をしています。

右下の受け手のメリットの一番下の方には、もし耕作できなくなっても機構が新たな受け手を探しますよということで、これは受け手が10年契約の最後までできるか心配という方もいらっしゃるので、次の受け手を機構が探しますよと、出し手にとってもこちらはメリットになると思いますが、こういった説明をさせていただいています。

5 ページをお願いします。

農用地利用集積等促進計画の作成の事務についてです。秋田県機構におきましては、市町村等との業務委託契約に基づきまして促進計画の作成事務を行っています。促進計画の作成から公告までの期間はおよそ3か月程度となっています。

三つ目の「○」ですが、令和7年度は期間満了による再契約につきましては相当数ありましたが、これは正確な数字ではないですが、これまでと同じ条件での再契約は3割から4割ぐらい、それ以外については、契約の面積を減らすとか金額を変えらるといった契約内容の見直しをして再契約するといったケースが過半ありました。

作成・認可事務の流れについては、下のフローのとおりです。

6 ページをお願いします。

遊休農地対策に関する取組ということで、(1)では、農地法35条、36条の手続状況について記載しています。遊休農地対策制度に関する事務手順書を公社が作成しまして、そちらに基づいて農地の借入れの可否の判定を行って対応しています。実際にこの手続を経て借入れに至った事例は、これまでは無いという状況です。あと、判定の項目等につきましては、こちらに記載のとおりです。

(2)の農地法41条、所有者不明農地に係る手続の状況ですが、所有者の探索が困難な場合、所有者が亡くなっていて相続人を探すことも難しい場合には、農業委員会

による探索、県知事への裁定申請を経て、受け手へ貸付けを行う案件が増加傾向にありますということで、こちらについては受け手からの申出を受けて、所有者が不明な農地でも借受けの手続を進めているという状況です。

下の方に「遊休農地発生防止に向けた取組」ということで、事前に遊休農地の発生を防いだ事例として、先ほど御説明したスタンバイ農地事業を進めていく中で、所有者が亡くなっていて相続人もいないことが分かった農地については、知事裁定を経て中間管理権を取得したという事例があります。

私たちの資料の説明については、以上になります。

○林座長

ありがとうございました。

続きまして、資料1－5に基づき農林水産省様から10分ほどで御説明をお願いいたします。

○農林水産省（神田大臣官房審議官（兼経営局））

経営局審議官の神田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の資料1－5に沿って御説明させていただきたいと思っております。

まず、1ページご覧ください。遊休農地の状況でございます。

左側の上の図にございますけれども、遊休農地の面積につきましては、概ね横ばいから微増で推移してきておりまして、令和6年度末時点におきます全国の遊休農地の面積は9.8万ヘクタールに達している状況でございます。

左下の図でございますけれども、令和5年度から6年度までの1年間で0.4万ヘクタール増えたわけでございますけれども、その内訳としては、左の下にありますように、営農再開などによりまして、緑やオレンジの1万ヘクタールが遊休農地から解消している一方で、黄色の部分でございますけれども、約1.4万ヘクタールの遊休農地が新たに発生していることによるものでございます。

右側の図でございますが、農業委員会が令和6年度利用意向調査を行いました結果、6年度中に意向調査が終了したものを集計いたしますと、農地バンクへの貸付けの意向が示されたのは全体の約4割だったということでございます。さらに、右側の水色とオレンジの表でございますけれども、狭小な農地とか形状が不整形な農地のように耕作条件が悪くて借受けの希望者が見込まれないなど、農地バンクの借受基準に該当しないと判定されたものがそのうちの6割になっているということでございます。

この借受基準に該当しない農地を除いた左の方の赤枠で囲った農地につきまして、利用意向調査を行った後、一定期間経過後に確認いたしまして、当初表明された意向どおりの農業上の利用が行われていない場合には、農地法36条に基づいて所有者に対して農地バンクと協議すべき旨を勧告するといった措置をされております。

実績につきましては、右下の数字でございますけれども、6年度までに勧告した農地面積につきましては延べ224万ヘクタールという面積になってございます。

なお、その後の農地法39条に基づく都道府県知事の裁定まで行った実績は、該当がございません。

続きまして、2ページ、利用意向調査結果の公表についてでございます。

農地法第32条に基づく利用意向調査で農業委員会が把握いたしました所有者の利用意向につきましては、eMAFF農地ナビにおいて公開することになってございます。加えまして、現在、地域計画の取組の中で、地権者や耕作者の意向の把握という取組を現場でしていただいておりますが、その取組の中で把握された意向につきましても、これは法定の調査ではございませんので、あくまで所有者の同意を得た上でということになってございますが、eMAFF農地ナビ上に公開が可能となっているという状況でございます。

続きまして、3ページ、農地バンクの貸付けルールについてでございます。

農地バンクによる貸付けにつきましては、法律等で地域計画の達成に資するように行うことが規定されております。地域の合意に基づきまして、地域計画の中で目標地図に位置付けられた農業者に対して貸し付けることとしております。そのため、まずは農地利用の最適化に向けましては、地域での話し合いを行っていただき、地域計画の中身のブラッシュアップを進めていくことが極めて重要だと考えておるところでございます。

続きまして、4ページ、最後でございますけれども、前回のワーキング・グループにおけます資料6、委員から御提出いただいた資料に記載されていた対応策についての検討状況でございます。

最初の項目、対応策②といたしまして、農地中間管理機構の賃貸借契約に係る事務負担を軽減する観点から、手続の簡素化と関係者の負担軽減を行うべきとの御意見につきましては、右側でございますように、添付書類を簡素化するための省令改正を本年4月に実施したところございまして、各農地バンクに対しましても添付書類の簡素化について通知を発出し、事務負担の軽減に努めてまいることとしております。

二つ目の項目ですが、同じく対応策②ということで、農地中間管理機構の賃貸借契約の更新につきましては、例えば契約期間終了までの一定期間より前に法定された正当事由がある場合には、所有者から書面による解約の申入れが無い限りは自動的に契約が更新されるようにするなど、法改正を含めて対応を検討すべきとの御意見につきましては、まず現行法上は地権者の同意が法定されているわけでございますけれども、農地所有者からの同意取得の方法の改善等、手続改善に向けた検討について引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、三つ目、真ん中の対応策③の部分でございます。所有者不明農地制度につきましては、標準処理期間の設定を含め、農業委員会の適切な運用を促すための支援策を講ずるべきとの御意見につきましては、現在、所有者不明農地制度の標準処理期間の設定に向けて検討を行っているところでございます。

四つ目の項目、対応策⑤といたしまして、農地の利用の最適化に向けまして、目指

すべき農地集約率など必要なデータは何か検討し、当該データを集めるための方策を検討すべきとの御意見につきましては、農地の集約化の進捗率を定量的に評価する手法につきまして、生産品目や経営規模、地理条件等により、農地の集約化がどの程度生産性の向上に寄与するのかといったことや、本来目指すべき集約化の水準、どこまで達成すべきなのかといった課題が様々ございますので、そういった点も踏まえつつ検討を進めていくこととしてございます。

最後に、同じく対応策⑤といたしまして、市町村が作成する地域計画の目標地図の出力様式につきまして、PDFではなくて、追ってデータ分析が可能なGISデータ等の様式に統一を行って、農林水産省のeMAFFシステムとの連携によりまして分析やマッチングに生かせるような体制の整備が必要であるとの御意見につきましては、地域計画、目標地図を作成する市町村や農業委員会の事務負担も踏まえながら、出力様式のGISデータ等への統一に向けた課題や実現可能性について検討してまいりたいと考えているところでございます。

農林水産省からの御説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○林座長

検討状況も含めて御説明いただきまして、ありがとうございました。

続きまして、資料1-6として、落合委員、佐藤委員、井上専門委員、秋元専門委員から意見書をいただいております。

代表して、落合委員より5分ほどで御説明をお願いいたします。

落合委員、すみません、かなり進行が延びているので、できましたら前回の意見書に追加する部分を中心に御説明いただければと思います。よろしく願いします。

○落合委員

委員の落合です。

お時間を頂きましてありがとうございます。

先ほど座長から御指摘がございましたが、1ページから4ページまでは前回意見書からの微修正で字句調整を行ったものとなりますので、その内容については実質的な変更はございません。本日は、5ページ以降に追記いたしました第6回ワーキング・グループでの議論等を踏まえた追加の方向性という部分を中心に御説明させていただきます。その中では、対応策①、②、④、⑤の4つについて、それぞれ論点を更に整理させていただいております。

まず、対応策①についてです。これは、農地中間管理事業法18条10項により、機構が貸借する際に貸主の承諾を要しない旨が規定されているにもかかわらず、実務上、地権者の承諾を取得してから貸出しが行われているという問題についての対応です。あえて承諾不要と整備された規定の趣旨を各市町村へ周知徹底することを求めています。

また、一つの土地に複数の貸借希望者がいた場合の対応についても、実務上、地権

者の同意を得た上で貸付けが行われているという現状を踏まえ、同法第8条第4号イの公平かつ適正な選定という条項の運用解釈として、地権者が希望する者を選択するのではなく、各地域で農地集約の観点から合理的な貸付先を選択する方式で行うべきという解釈を明らかにし、周知徹底すべきことを求めています。

続きまして、対応策②です。令和5年の農業経営基盤強化促進法等の改正によりまして、農地利用配分計画と農地利用集積計画が統合され、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を策定することとなり、これに伴い機構における事務処理量が増加し、現場では貸借の手続に4か月を要しているという場合もございます。このため、施行規則第12条の計画作成に掛かる期間について、2か月以下の標準処理期間を設けることを求めています。また、標準処理期間を超えて時間が掛かる場合には、機構における手続と市町村における手続を整理し、重複を一本化するなど、合理化・迅速化を求めるとともに、約3割の自治体で既に実施済みとなっております農地利用集積等促進計画の許可権限の移譲についても見直しの対象として含めています。

続きまして、対応策④の追加の方向性です。ここでは3つの点を示させていただきます。

第一の措置については、利用意向調査の結果の公表です。農業委員会は、毎年、農地法第30条に基づく利用状況調査、第32条に基づく利用意向調査を実施しているわけですが、現状、その結果が公表されていないため、全国的な実態把握が客観的にはできない状況にあります。

このため、農林水産省において、各市町村の利用意向調査の結果、特に意向の内訳や農地中間管理機構の借受基準への該当状況の件数等を毎年度公表していただきたいと考えております。さらに、各市町村が個別に数値を公表するだけでは制度全体の改善につながりませんので、農林水産省自身において、各市町村の取組状況の比較の整理・公表及び好事例の横展開もお願いしております。データ基盤の可視化が制度合理化の前提になるのではないかと考えております。

第二の措置といたしましては、相談窓口の設置と基本要綱における基準適合性の明確化です。現行制度では、農地中間管理機構が把握している担い手の基準に適合しない農地については、農業委員会による勧告が実施されず、利用希望のある担い手へ利用権設定プロセスが進まないという問題が生じております。

そこで、機構に相談窓口を設け、窓口において利用意向を示した者がいる遊休農地については、基本要綱上の参考モデル例において基準に適合しない場合に該当しないということを明確化することで、農業委員会の勧告を適切に実施できる体制を整えるべきと考えております。

この措置の末尾には重要な点を一つ追記しておりまして、長期にわたり遊休農地がいたずらに継続しないよう、遊休農地の取扱いについての考え方を整理し、周知することという内容です。

遊休農地面積は、令和元年から6年まで5年間で約8%増加しており、今後更に増加する可能性があります。遊休農地化した背景や事情は様々であり、現行制度では十分に対応できていないことから、農林水産省において遊休農地の取扱いについて包括的な考え方の整理をお願いしたいという趣旨です。

第三の措置といたしましては、除草又は耕耘のみが行われている農地への対応です。これらの農地については、利用権の移転を求める者がいても、現行制度上、対応できる制度的措置が無いという課題がございます。農林水産省に直接申出・相談が可能な窓口を設け、寄せられた内容、件数、処理状況を整理・公表いただくことで、将来的な制度的対応の必要性を検討する基礎資料とすべきと考えます。

最後に、対応策⑤の追加の方向性について簡潔に申し上げます。農地集約率の設定単位につきまして、農業委員会の実務が田、畑、樹園地の3区分で運用されている実態を踏まえ、少なくとも水田と畑（樹園地を含む）に分けて設定を行うべきとしております。また、eMAFF地図において担い手不在農地を公表することを求めています。

以上、対応策①、②、④、⑤の追加の方向性について御説明させていただきました。どうもありがとうございます。

○林座長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑応答に移りますが、本日の議論の進め方についてこれから御説明したいと思います。

本日の議題については、課題が多岐にわたりますので、まずは、本日各出席者から御説明がありました営農実態が確認できない農地に関する議論、ただ今落合委員から委員意見書で説明のあった対応策④という部分について最初に議論を行い、次に、前回ワーキングで議論を行った課題である対応策①、②の農地中間管理機構についての議論を行い、最後に、こちらも前回議論を行った課題である対応策③の所有者不明農地制度の標準期間の設置、対応策⑤の目標地図データの集約化及び集約率の設定、その他の課題についての議論を行いたいと思います。

それでは、最初に、営農実態が確認できない農地について議論したいと思います。ただいま落合委員から御説明があったように、対応策④の営農実態が確認できない農地につきましては、委員意見書では3つの点に分けて提案がございました。

第一に、各市町村の農業委員会の遊休農地についての利用意向調査の結果の公表。

第二が3つに分かれているかと思いますが、農地中間管理機構への利用意向者の相談窓口を設置すること。そして、農地中間管理機構が農地中間管理権を取得する農用地等の基準となる「農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱」において、利用意向者がいる場合には、その農地がこの基準に適合しない場合には該当しないということを明確化して、それによってバンクと地権者との賃借権の設定協議の勧告が速やかに進むようにということ。最後に、落合委員も強調しておられた遊休農地の取扱

いについての考え方の整理・周知を行うということ。

三点目として、除草又は耕耘のみが行われて耕作が行われず、貸付けも拒んでいる農地に関しまして、農林水産省への申出や農林水産省における相談窓口を設置すること。また、その窓口へ寄せられた内容や件数及び処理状況を公表すること。これらを実施して、制度の合理化及び適正化を図るべきという意見が出たところでございます。

この点につきまして、御発言を希望される方は挙手お願いいたします。

青山委員、お願いいたします。

○青山専門委員

青山です。よろしくお願いいたします。

日本農業法人協会様、日本農業様、農水省にお聞きしたいと思います。それぞれ違う質問なので、それぞれお話しさせていただきます。

まず、日本農業法人協会さんの資料で最後のページ、「運用改善に向けた提案」というところで、「会員からの声」のところ現場の情報をもう少し聞きたいと思えます。

耕作放棄地があるのに所有者が貸そうとしないため、農地の出物が少ないという声は33件あると。元の資料を見たら、母数が246件で、複数回答だと思えますが、結構ありますよね。お話しいただける範囲内で結構ですけれども、これは全国的な話なのか、あるいは地域が限定されているお話なのかというのをお聞きしたいと思います。

次が、そういった出物があるのに動かないということは、その農業委員会とか農地バンクがどう関わっているのか、あまり関わっていないのかということもお聞きできればと思えます。

最後に、営農実態が確認されていない農地に関する問題のボトルネックが、渋谷さんからは農地の所有者がボトルネックになっているというお話でしたけれども、それなのか、他にも根本的な課題があるのかというのをお聞きしたいと思います。

次に、日本農業様に対して、8割から9割は上手く集約ができているのだけれども、残りのということでケース1、2、3とお話を頂きました。2ページの資料になると思うのですが、ケース3の「地方部における10ヘクタールの農地集約を目指した事例」で、上手く合わなかったということで、ボトルネックについても大變的確にお話しいただきまして、農地に関わる人が決定していない、農地から遠ざかっていることが非常に大きな問題だなと思ったのですが、これは全国的にそういった状況があるのか、地域的に限定的なお話なのかというのをお聞きしたいと思います。

最後に、日本農業さんには、事例でお話しいただいた阿賀野市とか秋田県の農地バンクのようところがあれば、もっと上手く集約できるのではないかなと思うのですが、上手くいかなかった件に関して農業委員会とか農地バンクの動きについて教えていただけたらと思えます。

最後に農水省ですが、日本農業法人協会が最後の3ページ目で提案を投げかけてい

らっしゃいます。農地の遊休化を防ぐ観点から、農地バンクが農地の利用権を早期に掌握できる仕組みを創設する、そして、農地所有者には耕作の責務を促すとともに、借り手とのマッチングを促進するため貸し手のニーズを可視化できるデータベースを創設という提案をされていますが、それに対しての農水省さんの受止めをお聞きしたいと思います。

以上です。

○林座長

ありがとうございます。

まず質問をまとめて伺ってから、それぞれの方にお答えいただきたいと思いますので、質問から回答の間が空いてしまうのですけれども、それぞれの今日の御発表者の方は今聞かれたことを覚えておいてくださいね。

それでは、他に質問のある方は挙手していただけますでしょうか。

落合先生、お願いします。

○落合委員

どうもありがとうございます。

私の方も、最初に農林水産省にお伺いしたいと思っております。今回の御説明資料の中で、遊休農地が令和6年度末で約9.8万ヘクタールということになっているかなと思いますけれども、一方で、利用意向調査として把握している部分が3.8万ということになっております。そうすると、残りの面積はかなり大きな面積があるように思うのですけれども、把握されているのかどうかというのがやや分からない部分について、実際、所有者の意向を何らか把握しているのか、把握しているとすればどういう内容なのかというのを教えていただきたいと思いました。

第二点といたしましては、同様に資料を拝見いたしますと、遊休農地の面積自体については、先ほども言及しましたが、9.8万ヘクタールということで、これは令和1年度から次第に増加している傾向があるように見受けられます。令和4年、5年、6年で9.0ヘクタール、9.4ヘクタール、9.8ヘクタールという形で、特にこの数年で増加しているように見受けられます。そのうち、遊休農地の増減の内訳も資料で御整理いただいておりますが、営農再開が0.7万ヘクタール、非農地判断は0.3万ヘクタールである一方で、新規発生が1.4万ヘクタールで、増加に歯止めが掛けられていないという状況に見受けられます。

こういった中で、既に把握している3.8万ヘクタールとか新規発生した1.4万ヘクタールという部分の農地について見ていったときに、これは一対一対応ではないと思いますので、母数がどうかというところは若干差はございますが、実際に勧告を行われた件数が平成28年から令和6年までの累計で224ヘクタール、つまり、万単位に直すと0.02万になりますので、2桁ほど小さい形になっているかなと思っております。こういった現状について、意向把握の状況がどうなのかというのもあるのですけれども、

対策ができていのかどうかという意味でも、必ずしも十分に対策ができていないように数字上見受けられますが、この現状をどのように捉えられているかというのを教えていただきたいと思います。現状の制度では、利用意向者と所有者とのマッチングが十分に機能していないことがあると思いますので、それに対してどう機能強化していくかということを考えないといけないのではないかと思います。

最後に、第三点ですが、eMAFFの農地ナビについて、先ほどの意見でも触れさせていただきましたが、情報が更新されていない地域も散見されるように見受けられます。利用意向を持つ者と所有者のマッチングという観点で、各市町村の農業委員会の調査結果の最新状況が掲載されるようにすることが必要ではないかと思っておりますし、それを農林水産省で集約していただくことも基礎的な情報の整理として重要ではないかと思いますが、これらの点についてどうお考えになるかというところを教えてくださいたいと思います。

○林座長

ありがとうございました。

それでは、井上専門委員、お願いいたします。

○井上専門委員

ありがとうございます。

阿賀野市農業委員会様と農水省様に対して質問がございます。

まず、阿賀野市農業委員会様ですけれども、遊休農地の利用意向調査で、自ら耕作するか誰かに貸し付けると所有者から回答があった農地について、農業委員会さんも大変忙しい、1万件にいろいろやっているというお話がございましたけれども、耕作するか、誰かに貸し付けると言われた土地について、例えば調査した翌年度に実際に耕作が再開されているのかを確認することはされているのか、調査のフォローをどうされているのかという実態についてお伺いできればと思っております。

農水省様への質問は、農地法2条の2に基づいて、農地というのは適正かつ効率的な利用を確保するため担い手への権利移転を進めていく必要があるのかなと思っておりますのですけれども、先ほど日本農業様からの御発表でもありましたが、所有者が反発して、人間関係等から地域内のみでは解決困難な事例があるというお話がございました。

私は元々農水省にいた時期があるのですけれども、その頃は地方分権のことをいろいろやっております、農業委員会様にいろいろと権限を委譲してきたという経緯があったかなと。地域でいろいろ御判断するという形にどんどん権限を委譲してきたかと思うのですけれども、地域に行けば行くほど、人間関係が膠着している中で地域では解決できない問題もこういうふうに出てきているのかなと。

そういう場合に国が出ていくというのは、地方分権の趣旨には反するのでしょうかけれども、何らかそこに対して国の方でサポートできることはあり得るのか。例えば、

法の趣旨とか、制度の趣旨みたいなことで相談に乗ってあげたり、他の地域ではこのようにやって上手くいっているみたいなことをいろいろと助言してあげたり、国が全部について行くことは難しいと思うのですけれども、何らか市町村の側から、地域の側から困っているという事例がある場合は相談に乗ってあげるような体制をもう少し積極的に作っていくことはできませんでしょうかという御質問でございます。

以上です。

○林座長

ありがとうございました。

それでは、青山委員から御質問のありました日本農業様、農業法人協会様、秋田県農業公社様の順でお答えいただきたいと思います。

最初に、日本農業様、お願いいたします。

○株式会社日本農業（伊集院国内農業部PM課長）

まず一点目のケース3で農地に関わる人が決定していないという話とか、その辺りの話が全国的なのか、地方的なのかという話ですけれども、弊社でも全国津々浦々でやっているわけではない中で、特段地域に限定された話ではないという傾向でございます。どの地区にもそういった方々がいらっしやって、やはり折り合わないというところは発生しているというところが所感としてございます。

二つ目に、本日御発表いただいたようなフォローアップ体制があれば上手くいったのかという質問ですけれども、積極性の問題として、私たちが関わっていた農業委員会とか中間管理機構さんの方はどちらかという受け身の状態でしたので、ニーズとして使いたいというところを我々が表明して、そこからフォローアップしていただくという順番でしたので、所有者不明農地もそうですし、遊休農地の対応も後手に回ってしまわれていて、そうすると事業の進捗と合わないので、上手くいかないことがあると思って、制度自体のフォローアップはされたことは無いというところではございます。

本日御発表いただいたようなところがいらっしやれば上手くいったのかという質問については、先ほどあったように、当事者の問題をどう調整できるか次第という濁す回答にはなってしまうのですけれども、助けにはなったし、上手く進みはするものの、解決にまで至れるかというところは、最後、当事者間の合意が得られるかに結局帰着してしまうのかなと考えております。

以上になります。

○林座長

ありがとうございます。

続きまして、日本農業法人協会様、お願いいたします。

○公益社団法人日本農業法人協会（森総務政策課政策担当課長）

法人協会です。お世話になります。

質問が3つですね。事務局と渋谷様から回答していきます。

一つ目、資料の3ページにあります「会員からの声」の件です。「耕作放棄地があるのに所有者が貸そうとしないため、農地の出物が少ない」、これに全国的なばらつきがあるのかどうかということにつきまして、手元にデータは無いのですが、青山委員がおっしゃるとおり、この当時クイック調査で240数件の回答のうちの33件、相当な回答は複数回答であったと。地域のばらつきは分析していませんけれども、その後のフォローアップの中で、特定の地域において、うちはよくやってくれているという引き算的な答えはあったのですが、皆様、全国的に共通の認識である。なおかつ、稲作・野菜・果樹、いわゆる土地利用型の方それぞれからこの問題点を聞かれましたので、そういった意味では全国的、かつ、品目を問わない共通の課題であると認識しています。これが一点目の回答でございます。

次に二点目、今回の農地集約問題に関しまして、農業委員会の活動、農業委員会の課題というところですが、実際に遊休農地問題を農業委員会に相談されたときに、渋谷様、何かしら問題点を感じられたことはございますでしょうか。

○公益社団法人日本農業法人協会（渋谷会員）

私が農業委員会の方に話に行き、私の地域は都市近郊型の農業地域にはなるのですが、その地域の中でも、放置されている農地とか、去年までは使っていたけれども今年使われていない農地とか、そもそも何年も放置されている農地とか、地域によっていろいろなところに点在している部分があります。全体としては、都市近郊というところで担い手が多い地域なので、すごく多いわけではないのですが、実際に目立ってきているところが現状です。

その中で、農業委員の方に、あの農地は借り受けることはできないのかという話をしに行ったところ、農地の地権者が分かっていて、その方が預ける意思がある方であれば、我々がすぐに預け受けることが可能なのですが、現状はまず預ける意思の無い状態でそのまま放置されている人がいるというのが一つ問題だと思っています。

もう一つは、そもそもその土地自体が相続問題というか、元々の地権者が亡くなって、誰が次に相続するのかというのが現状決まらず、むしろ相続問題でトラブルになっているから2年ぐらい放置されているような状況もあります。

そういったところで、私たち業者から見たときには、去年までやっているような場所を復旧するのは、さほど問題ではないのですが、2年以上放置されていくと土地自体が荒れてきて樹木関係が大きくなってきてしまうので、普通の農業用の機械だけでは簡単に耕作を復旧できるような状態ではなくなってしまうところから、その後、かなりコストが掛かってしまう状態になっているところ、実際に地権者が決まったとしても、その土地を復旧するコストは業者が負担するのか、地権者が負担して農地として使えるような状態に戻すのかというところの問題も大きいので、円滑に業者が預かれる体制ができていないというのが一つ問題なのかなと思っています。

その部分で引っかかっているところなのですが、土地利用者は放置したと

しても何のデメリットも無いというところが一番問題だと我々は思っています。地主が地域にいる場合は、周りの目を気にして、きれいにしておかないと地域の方から言われるから、誰かに預けないとという意味はすごくあるのですけれども、地域外に出してしまうと、その地域の声が全く届かない状態になっていて、農業委員の方がどれだけ催促したとしても、その地域のことを理解する必要も無いと思っていられる方が地権者になっている場合、預ける意思があるなしにかかわらず、農地として置いておいて、いずれ何かが変わるのではないのかという状態で置いておけば良いのではないのか、誰かに渡して何かになるぐらいだったら、そのまま放置しておいて持っておいたら良いのではないのかという地権者が増えてきているのも現状で、そこが我々としては一番問題かなと思っています。

この先の話にもなるのですけれども、そこで私が考えているのは、例えば2年とか3年以上放置状態にしている農地に関しては、農地自体の課税を宅地並みに変えて、農地を早く誰かに預けるというような促進をするのが国としてできないのかなと思っています。農地として所有している分に関しては、税金はほとんど掛からないところが現状あるので何のデメリットも無いのですけれども、ほったらかしになってしまった農地を宅地並み課税にされることによって、その状態になるのであれば誰か担い手に預けないといけないというのを促進するという形はすごい大事なのかなと思っています。そういう体制を今後法整備というか、そういったところで中間管理機構の権限をどこまで持ってくるのか、それがどのタイミングから発動されるのかというのができないのかなと思っています。

以上になります。

○公益社団法人日本農業法人協会（森総務政策課政策担当課長）

ありがとうございます。

次のボトルネックのところも併せて御説明いただいていたと思いますので、法人協会からは以上でございます。

○青山専門委員

大丈夫です。ありがとうございます。

○林座長

青山委員、更問はありますか。

○青山委員

大丈夫です。3番目の質問は農水省でございますので、よろしく申し上げます。

○林座長

農水省からはまとめて後で聞きたいと思います。

それでは、井上専門委員から阿賀野市への御質問があったと思うのですけれども、阿賀野市農業委員会様、御回答お願いいたします。

○阿賀野市農業委員会（笠原会長職務代理）

利用意向調査の意向表明後の現地確認についての御質問だったかと思えます。こちらにつきまして、当農業委員会では、意向表明後6か月経過した後に、次年度の農地パトロールで現地確認を行っております。また、農業委員、農地利用最適化推進委員については、日常の業務として農地の見回り活動を行っておりますので、特に解消された農地につきましては、確認できた時点で委員会事務局に報告されています。

以上です。

○林座長

ありがとうございます。

井上専門委員、よろしいですか。

○井上専門委員

そういう意味では、常時パトロールしているということで、常に農地の状態は把握できている状態と理解してよろしいですか。

○阿賀野市農業委員会（笠原会長職務代理）

日常業務としてそういう形を取らせていただいておりますが、新潟は冬に雪が降りますので、その時はできないというのが現状です。

○井上専門委員

素晴らしいです。ありがとうございます。

○林座長

ありがとうございます。本当に大変だと思います。

それでは、農水省様に、青山委員、井上委員、落合委員からの御質問についてまとめて御回答いただきたいと思えます。あわせて、本日の意見書の内容も含めて御回答をお願いできればと思えます。よろしく願いいたします。

○農林水産省（神田大臣官房審議官（兼経営局））

農林水産省でございます。

まず、青山委員からの日本農業法人協会の3ページの提案についての受止めということでございます。2つ項目がございますけれども、まず遊休化を防ぐ観点からバンクが農地の利用権を早期に掌握できる仕組みということでございます。法人協会さんの御意見から、農地が利用されないまま長期にわたると、その後の回復も大変になるので、まず今耕作されている方が耕作をやめた後、速やかに次の担い手の方に農地を橋渡ししていく仕組みをとということだと思っております。

そういう意味におきましては、現行の遊休農地対策もそうですし、次の利用者への橋渡しについても、タイミングとしてはどうしても、まず個々の農地について、現在耕作されている方が耕作を止めた時点でその農地をどうしようかというところから議論がスタートする、あるいは、遊休農地も客観的に見て、外形的に荒れていて大変な状態になっているというのが見て分かった状態から手続きがスタートする。そういう意味で、今耕作している所有者の方が止めた時というのは、正に所有者がどう思うかに

よって次のステップに行くかどうか左右されることになるかと思っています。

そういう意味で、制度的な枠組みとしては、我々としては地域計画というのが、正に今耕作されている方も10年後その農地を誰が耕作していくかというのを地域の中で議論していただいて、それをちゃんと地図に落とししていくという取組をしております。

そういう意味では、現在耕作されている方が10年以内にリタイアされるということであれば、そこを誰が受継ぐというのが明確化されていけば、次に荒れることもなく、次の方に橋渡しができるという仕組みになっていくのだろうと思っています。

ただ、現状、地域計画の内容がまだ不十分で、きれいに出来上がったものは全体の1割ぐらいしか無いということでございますので、それを、地道ではございますけれども、地域の協議を重ねてブラッシュアップしていく取組を正に進めていかなければならないと受け止めております。

その中で、農地の所有者に耕作の責務を促すということでございますけれども、特に農地の保全、財産的な価値と利用の両面があって、利用について関心が無い方というのは元々財産的な価値にしか関心が無い方ですので、行政の立場で法的な強硬手段を取るというのにかえって反発を生むことが心配されますので、まず利用について関心を持ってもらうということだと思っています。

そのために、地域計画というのは、自分の農地をどうするだけではなくて、周りも含めて農地をどうしていくかという議論に加わっていただく。地権者と借り手だけの当事者の調整になってしまいますと、他の土地がどうなっているかは関係なくて、自分の土地のことしか見ないわけですので、そういう中で調整するのではなくて、あらかじめ地域計画の中でこの地域は誰が守っていくのだというコンセンサスの中に、関心が無い所有者の方も巻き込んでいくというプロセスが非常に大事ではないかと思っています。

それから、借り手とのマッチングを促進するための貸し手のニーズを可視化できるデータベースということでございますけれども、我々の説明資料にも盛り込んでおりますが、現行でも地主の方の貸したいというニーズについてはeMAFFの農地ナビに掲載できる仕組みにはなっております。ただ、必ずしもそれが最新の状況に更新されていないということがございますので、なるべく更新を円滑にしていく必要がございます。

そのためにも、現況の利用意向調査といった現場の農業委員会の事務負担が大きくなっておりますので、それ自体の合理化を進めていくことで、データの更新の作業についても円滑に進むように我々としては努めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、落合委員から、我々の説明資料の1ページで、遊休農地9万8000ヘクタールに対して6年度の利用意向調査では3.8万ヘクタールしか出ていないけれども、この間は何になっているかということでございます。

一つは、既にバンクとの間で借入れの協議が進んでいるのが1.6万ヘクタールほどご

ざいます。それでも全体を埋めることにはならないというのは、意向調査は年度末で終わっている分ということで集計しております。意向調査自体は9.8万ヘクタール全体に対して掛けることになっている関係で、全てが3月末までに調査が終了し切れなと言いますか、発送も終わっていないものも一部ありますし、意向の回収自体が終わっていないものもございます。そういう意味では、全体的に意向調査の回収が翌年度にまたがって断続的に続いております。そうすると、次の年の利用状況調査が始まるということで、ずっと周年的に回っているという状況が発生しているということでございます。

それから、遊休農地の発生面積に対して勧告を行った面積のボリュームが小さいのではないかといた点につきましては、先ほど阿賀野市の農業委員会からもお話がありましたように、借り手の目途が立っていない時に勧告という形になりますと、固定資産税が引き上がったという効果も発生しますので、その点については一定の慎重な判断が行われている面があるかと思っております。

それから、eMAFFの情報更新の頻度につきましても、先ほどの利用状況調査のこともありますけれども、農業委員会の事務が多くてそこまで手が回っていないというのが現状ではないかと思っておりますので、先ほど申しましたように、利用状況調査自体の合理化も、今後検討を進めていかなければならないのではないかと考えてございます。

最後に、井上委員から、地権者が所有者の責務を発揮していないことについては、地域内では解決が難しいので、国としてどうサポートしていくのかということでございます。先ほど、日本農業さんの資料でもございましたけれども、現状、借りたい人と地権者の方の間に農業委員会が入って、その三角関係で調整されているのだと、なかなか話が進まないというのは、地域全体でこの地域はこの人が耕して守っていくのだよということのコンセンサスの中で、周りの土地が全部Aさんという担い手に借入れがされるのであれば、この土地も貸付けしなければいけないのではないかと、それは地域全体の中で周りの農業者の方も含めてその方の調整を進めていくことが必要だろうと考えておまして、そこの部分を国の方に申出をすれば国が解決できるという形に進んでいくことは難しいのではないかと現状では思っております。そういう意味では、国としても、それを解決する手段は地域計画に基づく地域の協議が行われていくことが大事だと思っております。

今、1万9,000の地域計画がございますけれども、その中でいろいろな課題を抱えているものにつきましては、国としてもそれをサポートする体制を取っていかないとはいけません。国の職員が直接現場の地域計画の協議の場にも参加する中で、他の地域の事例も紹介しながら、地域における話合いが進むようなサポートを積極的に行ってまいりたいと考えております。

取りあえず私からは以上でございます。

○林座長

ありがとうございました。

落合委員、更問でしょうか。

○落合委員

そうです。

あと、座長から御質問があった意見書に対するコメントを農水省に頂きたいと思っていたのです。

○林座長

ありがとうございます。

意見書の対応策④の部分について、受止めを農水省様から伺っていないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○農林水産省（神田大臣官房審議官（兼経営局））

農水省でございます。

対応策④で、具体的に3点ほど頂いております。

まず一点目の調査結果の公表ということでございます。これについては、遊休農地の地権者の意向については、借りたいというニーズを持っている方にちゃんとそれが伝わるのがまず大事だと思っております。そういう意味では、農水省の資料にも入れておりますけれども、eMAFF農地ナビに利用状況調査で把握された情報を掲載していく取組を進めていくことが重要ではないかと思っております。

それに加えて、先ほど申し上げましたけれども、これを農水省で整理するためには、まず市町村ごとの把握結果を集計しないといけませんけれども、先ほど農水省の説明資料でもお示したように、年度内に意向調査自体を集計するのが済まなくて、毎年の調査が断続的にサイクルとしてくるくる回っている状況にありますので、更にその結果を農業委員会で集計して国の方に提出するといった事務を行うことについては、事務負担もよく考えないといけないのではないかと思っております。

その上で、荒廃農地が貸したいという農地なのかどうか判定するのが大事だと思います。意向調査の結果、耕作したいといった割合が何割、農地バンクに貸したいというのが何割というのを市町村別に明らかにすること自体が、その後の利用につながるような取組としてどの程度効果があるかということについてはよく検討させていただければと思っております。

二点目の、利用意向があっても農地バンクの方で借受基準に該当しないと判定されているものについては次の手続に進まないという御指摘ですけれども、バンク自体は把握してなくても、まず利用意向があれば地元の農業委員会に御相談いただければ、まずは利用意向を地権者との間でどういうふうにつなげていくかという次のプロセスに進むのが通常ではないかと思っております。これ自体は、どちらかというところ、利用意向がありながらバンクの規定が障害になっているというのがどの程度あるのかと

ということについては、よく事実関係を我々としても把握しなければならないと考えているところでございます。

三点目、2条の2に基づく所有者の責務を果たしていないということについて、対応できる制度的措置が無いということでございます。これについては、先ほど申し上げましたように、我々はそういう方を議論の場に巻き込んでいくための仕組みが地域計画だと思っておりますので、その地域計画の枠組みを上手く活用しながらそういった方々の意識の向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。

取りあえず以上です。

○林座長

ありがとうございました。

時間の関係で、落合委員、井上委員、短めにコメントをお願いします。

○落合委員

どうもありがとうございます。

それぞれコメントいただきましたが、時間があまり無いとのことなので、端的に思います。

結局、ずれているところの数字は、まず一つ目の質問については、1.6万ヘクタールの借入れの準備しているところがあるというところで一部は御説明いただきましたけれども、大半の部分については説明されていなくて、期ずれがあるにしても、全く体をなしていないように思いましたので、実態としては十分把握されていないのではないかと思います。

二つ目として、利用意向調査の関係で勧告の部分ですけれども、利用される目途が無いと勧告しないというお話でしたが、これについて、固定資産税が上がるのという話ですけれども、固定資産税が上がるから早めに考えないといけないと思うはずだと思います。固定資産税が上がるから勧告を出さないというのは、むしろ逆のことをおっしゃられているように思っております、全体として制度設計としてそれで良いのかということがよく分からない感じだなと思いました。

また、手が回っていないというお話がeMAFF農地ナビの関係でありましたけれども、手が回っていないのはそうかもしれませんし、期ずれの話もあるのかもしれませんが、どこかのタイミングで情報自体は集まっているはずなので、何年度という年度の捉え方をずらしたりすれば、数字自体はあるはずですので、あまり御説明になっていないのではないかと思います。

委員意見書に関しても、いろいろおっしゃっていただきましたけれども、要するに、調査結果の公表はあまりやりたくないというお話をおっしゃっていただいたのかなと思います。調査のサイクルの話をされておりましたが、調べているのであれば、年度をどういうふうに設計するのかというのは、それ自体は工夫のしようがあるはずですので、あまり実質的な理由はおっしゃられてなかったのではないかと思います。

二点目の方については、実態を把握するというお話もありましたので、いくらか捉えていただこうとしているところは他の論点に比べるとあるのかもしれないとは思いましたが、これにおいても利用意向があるというのが全部前提になっているということで、結局、デッドロックになっている状態を解決するつもりはないというお考えのようにも見えました。

最後に、農地法の2条の2の関係につきましても、地域計画での話合い、ブラッシュアップということでありましたが、利用意向を持つような方と所有者とのマッチングも十分に機能していないという状況でもあると思いますし、建設的に前に進むような御回答は基本的に無かったのかなと思われました。

以上でございます。

○林座長

ありがとうございます。

井上委員、できれば一言で。

○井上専門委員

先ほど神田審議官から、財産という側面もあるのでというお話がありましたけれども、農地の権利を有している者の責務をどう考えるのか。農地法自体が掲げる自作農主義ができてきた経緯も含めてすごく崇高なものだと思っているのですけれども、それが財産保持みたいなことでゆがめられてしまって良いのかという感じがしたので、その点についてお考えを伺いたいと思われました。

以上です。

○林座長

ありがとうございます。

それでは、時間の関係もありますので、対応策④については以上としまして、次に農地中間管理機構に関する内容につきまして、委員意見書で対応策①、対応策②として意見が出ている点について議論したいと思います。

まず、対応策①のところは、農地中間管理機構経由の場合、本来不要な地権者合意の取得プロセスを排除する運用や措置を講ずるべきではないかということ。対応策②としては、農地中間管理機構における賃貸借契約に係る事務手続の簡素化についてでございます。この関係で御発言を希望される方は挙手をお願いいたします。

小針委員、お願いします。

○小針専門委員

皆様、御説明ありがとうございました。

私からは、賃貸借の事務に関して、阿賀野市農業委員会様、秋田の公社様、農林水産省に質問させていただきたいと思っています。

まず、阿賀野市農業委員会様の資料で、市町村の農地利用集積計画から促進計画の方に移行した中で、事務量が時間としては2倍掛かっているという形の記述があった

と思うのですけれども、具体的に事務がどういうふうに変わって、そのためにどういうふうに変更されたのか、仕組みの部分と件数の部分と二面あるのかなと思うので、そのところを詳しくお話を聞かせていただきたいと思います。

その上で、実際に手続を様々されている中で、時間が掛かってしまう部分について、手続のここがこういうふうに変ればもっと時間が短縮できるとか、職員の皆様の負担が減ると感じられるところがあれば、今どこに課題があって、それはこういうふうにするかというところについて教えていただければと思います。

秋田県農業公社様には、先ほどの資料で、促進計画の作成から公告までの期間が3か月と書いてあって、具体的に促進計画の作成の起点はどこをスタートにされているのかということをお聞かせください。実際の農業者の人が貸したい、借りたいということがあって、そこから利用意向を出されたところをスタートとして3か月ということなのか。でも、それは促進計画の作成ではないかというところについて教えていただきたいと思います。

あと、共通する質問ですけれども、同じ資料で、フロー図の方には、機構が受け付けてから公告まで40日とあったと思うので、具体的に40日間にどういう事務にどれだけの時間が掛かっているのかということをお聞かせください。

三点目に、農林水産省にお聞きしたいのは、農業委員会の方からも、公社の方からも、利用集積計画から利用促進計画に仕組みが変わったという中で、廃止と移行という中で時間が掛かっているということなので、そのこと自体の現状認識はされていらっしゃるのかなと思います。

私もいくつか調査する中で、今まで市町村の中で事務が完結していた多くの部分が、機構を通じてという手続になることに当たって、その間の情報の伝達をしなければいけない量等々も多いと思うので、その情報伝達をもっと効率化されていかないと、件数も増える中で事務負担はますます増えていってしまうのではないかなと思うので、その辺りを改善できるような方向とするべきだと思うのですけれども、どのように問題意識を持っていらっしゃるかと、そこに対して、例えば、単純に考えると様式が統一されていくとチェックも楽になっていくのかなと考えているところもあるのですけれども、具体的にこういう方向で改善をする必要があると考えていらっしゃるかがあれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○林座長

ありがとうございました。

それでは、青山専門委員、お願いします。

○青山専門委員

青山でございます。

1つだけ農水省にお聞きしたいと思います。

農水省さんが出された資料の4ページのこれから検討しますよという検討状況の二番目に、「農用地利用集積等促進計画の更新については、農地所有者からの同意取得の方法の改善等、手続改善に向けて検討を進める」としていただいています。

元々中間管理事業というのは、契約が満了したら地主さんに戻るという事業でございます。一方で、現場のニーズから更新をスムーズにするというのは大事だと思うのです。ただ、そのためにまた書類が増えてしまうとか、更新の時にも、そのままオーケーであればこの書類を書いてくださいみたいな書類が増えたり、手続が増えてしまうと、ただでさえバンクの業務が大変多いので本末転倒になってしまうかなという懸念もあります。そこで、この手続改善というのをどのようなものとして考えていらっしゃるのかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

○林座長

ありがとうございました。

では、井上委員、お願いします。

○井上専門委員

農水省さんへの質問です。行政手続的なものは標準処理期間等を設けるのがよろしいかなと思っているのですけれども、農業委員会さんの事例を見ていると、何日以内に処理するよという標準処理期間的なものを設けている例が結構多いかなと思うのですが、中間管理機構さんを通すことで事務が増えるというのは分かるのですけれども、さすがに4か月は掛かり過ぎなので、2か月以下とか、そういう標準処理期間を設けることが可能なのか、その場合、どれぐらいのものを見込んでおられるかというところをお答えいただければと思います。

以上です。

○林座長

ありがとうございます。

落合委員、お願いします。

○落合委員

こちらの論点についても、農林水産省様、日本農業法人協会様、秋田県農業公社様にお伺いしたいと思います。

まず、農林水産省様の方ですけれども、農地利用の最適化という観点からいたしますと、中間管理機構を通じた賃貸借の場合については、意見書の方でも少し触れさせていただいておりましたが、白紙委任であるということで、所有者の承諾なく貸出先の変更ができるということを周知徹底して、特に耕作者の意向というか、先ほどの御回答の中でも非常に御意向を大事にされるような御回答が多かったかと思っておりますけれども、意向によって農地の交換を進めていくことが一つ重要ではないかと思っております。

ますが、この規定の周知徹底を行うことに関する懸念が何らかあるのかどうかを教えてくださいたいと思います。

法人協会様と農業公社様については、中間管理機構経由の賃貸者契約の場合に、所有者の同意取得は不要ではないかと考えております。少なくとも法令によって原則が転換されているというところを重視するべきではないかと考えております。そういった中で、誰がどういった段階で同意を求めてきているのか、ここについて御認識を教えてくださいたいなと思いました。

以上でございます。

○林座長

ありがとうございました。

それでは、農水省様には最後にまとめて御回答いただくとして、まず小針専門委員から御質問のありました点について、秋田県農業公社様から御回答をお願いいたします。

○公益社団法人秋田県農業公社（工藤農地管理部農地集積課長）

秋田県農業公社の工藤です。御回答いたします。

まず、促進計画の公告まで3か月の起点がどこかという御質問でしたが、私たちの資料の4ページに手続の流れを載せています。その中で、右側の緑色の部分ですが、「農地を貸したい場合の流れ」と、その下に「農地を借りたい場合の流れ」ということで、出し手、受け手の手続の流れを記載しています。ここで、農地を貸したい場合の二番「貸付ける期間や賃料等の諸条件について協議」、借りたい場合、受け手の方の手続の三番、「借受ける期間や賃料等の諸条件について協議」ということで、このことを私たちは出し手・受け手のマッチングと呼んでいます。ここで契約の内容について双方で合意が取れた場合に促進計画の書類の作成に移っていくということなので、マッチングができた後で3か月掛かるといった促進計画の作成手続に移っていくという流れになります。

もう一つの御質問で、機構が書類の受付をしてから公告まで40日とありましたが、それらについては出し手・受け手から書面を頂いて、市町村から機構で受付をしますが、その後は促進計画を出していただいた内容のチェック、出し手・受け手のそれぞれの情報、あとは賃借料の精算も毎年発生しますので、そういったお金のやり取りに関する口座情報の確認とか、そういった確認の作業で15日ぐらい。あとは、資料にも記載していますが、②の利害関係人へ1週間公社のウェブサイトで見聞聴取をすることになりますので、その事前準備も含めて10日ほど、それから、県又は権限移譲を受けている市町村について認可申請の手続を5日、認可申請が終わった後の公告までに10日ほどで、機構としては受付をしてから公告まで約40日と。土日もあるのですが、多少前後はしますが、こういった期間を設定しています。

以上です。

○林座長

ありがとうございます。

短縮可能と考えられるようなプロセスはあるかという御質問もありました。

○公益社団法人秋田県農業公社（工藤農地管理部農地集積課長）

お答えします

今申し上げた手続期間については、標準的というか、一般的なものになりますので、あと今年度、先ほど資料でも少し触れましたが、期間満了で再契約するケースも増えてきていますので、こういった場合には、前と情報が変わらないということであれば、添付書類の省略ということで、市町村の委託先での事務作業については少し短縮できるかなと思っていますが、決められた手続というか、意見聴取とか省略できない部分は掛かってしまうのはしょうがないので、市町村の事務作業の簡素化という意味では契約更新の書類の省略は可能ではないかなと考えています。

以上です。

○林座長

ありがとうございました。

○小針専門委員

1点だけ確認させていただいて良いですか。

御説明ありがとうございました。

今の御説明でいうと、地代をどれぐらい設定するのかというのは、マッチングをした後の手続は市町村から入ると思うのですがけれども、その時点で地代は決まっていて、その後という理解で良ということですよ。

○公益社団法人秋田県農業公社（工藤農地管理部農地集積課長）

まず、農地の所有者が最初に貸付希望を出していただくのですが、そのときにはどこの農地を貸したい、希望する金額、いくらぐらいで貸したいという情報もあらかじめ伺っていますので、その値段で借受けしてくれる担い手を探すというのが実際のマッチングの作業になると思いますので、金額で折り合えなければマッチングできないというケースもあります。

○小針専門委員

ありがとうございます。

○林座長

ありがとうございました。

それでは、同じく小針専門委員から御質問がありました点について、阿賀野市農業委員会様、御回答をお願いいたします。

○阿賀野市農業委員会（笠原会長職務代理）

ありがとうございます。

中間管理事業の所要の手続の日数ですけれども、申出から県の公告まで大体3.5か月

掛かっております。私どもは、先ほど申し上げたように、ほ場整備があまり進んでいない市で、市内の農地は全部で8万筆ほどあります。令和8年の予定になります、今年度の手続の予想件数が6,000筆あるような状態です。

また、新潟県におきましては、バンク、農林部局、農業委員会でのシステムがバラバラに動いている状態ですので、その辺りを連携させることでかなりの人手不足は解消できるのではないかと考えています。何よりもまず書類の簡素化、受付システムの構築、更に印鑑の廃止という形で、公告までのDX化することである程度の簡素化は見込めるのではないかと考えています。

以上です。

○林座長

ありがとうございます。

小針委員、よろしいですか。大丈夫そうですね。

それでは、落合委員から御質問のありました点について、日本農業法人協会様、御回答をお願いいたします。

○公益社団法人日本農業法人協会（森総務政策課政策担当課長）

法人協会です。

中間管理機構経由で賃貸借の場合、所有者からの同意取得は不要ということですが、どこが求めているのかという御質問だと思います。

統計を取っているわけではないですが、出口、貸し手が決まっているものでないと中間管理機構の手続が進まないということで、中間管理機構が出口としての貸し手の同意が必要であると考えているという御意見を私の事務局の方では頂いております。

○林座長

ありがとうございます。

では、同じ質問について秋田県農業公社様、御回答をお願いいたします。

○公益社団法人秋田県農業公社（齋藤理事長）

それでは、お答えしたいと思います。

まず、農地中間管理機構が借受けする際に白紙委任という御発言もありましたけれども、受け手が決まらないままバンクが借り受けて、受け手が見付かるまで中間保有すると言っても、受け手が見付かるまでの間、バンクが草刈りとか一般作業もしなければいけないということなので、それでなくても年間3,000ヘクタールぐらいのやり取りがある業務量の中で、受け手が見付かるまでの間、中間管理の仕事まで、限られた人員と予算の中ではやっていられないということで、そこまでは至っていないということになります。

したがって、同意をどこで取っているかという御質問ですがけれども、冒頭うちの資料の説明でありましたとおり、うちの方ではほ場整備と一体的な集積を進めていまして、ほ場整備の場合は整備後の換地によって、どの農地を誰が耕作するかというのを

あらかじめ集積計画で決めた上でやっていますので、計画を合意した段階で既に出し手と受け手の合意はできていると思います。

それ以外の地区においては、高齢化によって貸出しを希望する方々が増える中、なかなか探しにくいという問題がありますので、市町村あるいは農業委員会が仲介して受け手を探す場合と、出し手の方が自ら周辺の受け手の農家の方にやってもらえないかどうかを確認して合意を取るというやり方があると思っています。

せっかくの機会ですので、所有者の承諾を不要とするのを周知すべきではないかという御提案についても、個人的な考えかもしれませんが、お話しさせていただきたいと思います。

農家の方が農地を貸し出す場合は、預けた農地をしっかりと管理していただけるかどうかというのがまずポイントになりますので、バンクが農地を借り受けて、所有者の同意なしで受け手を選定して貸し出すことになると、何らかのトラブルが発生する可能性もあるので、単純にその方法のみでは問題があるのかもしれないと思います。

ただ、例えば、個人の農業者の方あるいは農業法人の方がかなりの数にいる地域においては、出し手の方が自分の好き嫌いで受け手の方を選定した場合、それが集約に結び付かないことも想定されますので、そのような場合は集約化に資するような相手を探して貸すというのがこの制度の本質ですよという趣旨を説明した上で、そういう方法で貸し出すという方法もあろうかと思っています。ただ、これはあくまで受け手が必ずいるというのが前提です。

特に中山間地域の場合は担い手が少なく、頑張っている担い手の方々も手一杯の形というのが多い状況では、所有者の同意以前に、貸したくても引き受けてくれる者がいないということも増えてきております。そうした場合は、先ほどのように、市町村あるいは農業委員会の仲介、あるいは自ら探すことになるわけですので、そういう状況では地域集約どころか集積も進まない。むしろ、こういう場合は逆に所有者の同意が集約のネックになっているのではなくて、受け手がないというのが集約のネックになっているのだらうと思っています。

先ほど言いましたように、ほ場整備事業ではちゃんと集約と集積が進むわけですので、ほ場整備地区以外では地域計画の中で同じように、どの農地を誰に引き受けてもらうかというのをしっかりと話し合っ決めてという仕組みになっております。

ですから、まずはそういう仕組みを話してもらって、実効性のある地域計画を策定して、それに基づいて農地を流動化させるというのが集積・集約化に進む道だと思っていますので、まず、貸し手先の選定をバンクがして貸し付けるということではなくして、複数の耕作希望者がいる場合であっても、出し手・受け手双方が合意した地域計画に基づいて貸出しをするというのが基本的な流れになるのではないかと思います。あくまでも中間管理事業は農地を集積するためのツールではないかといった認識でございます。

○林座長

御説明ありがとうございました。

この議題の途中なのですが、退出しないといけない秋元専門委員から別の質問をされたいということなので、ちょっと入れさせていただきます。

秋元委員、お願いします。

○秋元専門委員

申し訳ありません。ありがとうございます。19時で退出させていただきます。

最後の議題で、農水省様に対して、集約率の設定について1点だけ質問と御意見させていただきます。

集約率の設定ですが、引き続き検討を進めると御説明いただいたと思いますが、具体的にいつまでに集約率の設定方針を示していくかというところで、具体的なスケジュールを示していただきたいと思います。

完璧なものを作るのは難しいというのは重々理解しておりますが、まず水田と畑を分けた形で、自治体単位で試験的に目標値を設定するなど、PDCAを早目に回し始めることができないうか、御検討いただきたいなと思っております。具体的に令和8年度中に方針を決定して、9年度からの水田政策の見直しに間に合わせることは現実的なスケジュールかなと思っておりますが、こういったスケジュールは可能かどうかお伺いしたいです。

また、前回のワーキング・グループで優良事例の可視化とかインセンティブ設計についても御意見させていただきましたが、こちらもセットで是非御検討いただきたいなと思っております。

以上です。

○林座長

ありがとうございます。

秋元委員、農水省様からの回答はこの後になってしまいますけれども、それによろしいですか。

○秋元専門委員

大丈夫です。後ほど確認させていただきます。申し訳ありません。

○林座長

分かりました。

○落合委員

座長、意見書の方の受止めを聞いていただいているかと思っておりますので、そこも併せて農水省様に聞いていただけるとありがたいです。

○林座長

ここまでのところ、中間管理機構に関する内容についての議題で各委員から頂いた質問について、まだ農水省様から御回答いただけていないので、農水省様からまと

めて、落合委員、小針委員、井上委員、青山委員からの御質問に答えていただくとともに、委員意見書でのこの点について御意見いただきたいと思っております。よろしく願います。

○農林水産省（神田大臣官房審議官（兼経営局））

農林水産省でございます。

まず、小針委員から、事務手続の改善について具体的な方法はどのように考えているのかということでございます。

本日御説明した資料の中にも書いておりますけれども、既に省令自体は改正したわけでございますが、市町村で完結した事務がバンクを介することによってバンクと市町村との間で書類のやり取りが発生しているというのが現状でございます。

そういう中で、今回の省令改正のポイントは、最初に同じ人の同じ案件について一回やり取りした書類は、二回目で同じような書類をやり取りすることが無いようにということで、その二重のやり取りが発生しないようにという観点から手続の簡素化を図らせていただいております、それについては徹底してまいりたいと考えております。

次に、青山委員から、更新の際の同意取得の方法の改善ということでございますけれども、同意自体が法定されている関係で、同意自体を省略するというのは現行ではできないのですけれども、一部の市町村においては、ちょうど今、更新のタイミングがあるものですから、更新すると同じような時期に多数の関係者が手続きすることになります。そういった場合に、市町村にお手伝いいただいて、一か所で説明会を開催しまして、そこに権利者の方々、耕作者の方々が一堂に会していただいて、御説明した上で、その場で同意の判こを押していただくといった手続をやっているところがございまして、こういったところは他の市町村でも同様のことができないかということも考えてまいりたいと思っております。

それから、委員がおっしゃったように、本来この計画自体は期間が来れば必ず返すというのが売りの事業でございますけれども、もちろんそういうことで返してほしいという所有者の方もいれば、一方でそのまま借りてもらって良いという地権者の方が元々いらっしゃるはずなので、そういった方については、次の更新の時にあらかじめこういう形でよろしいですかというのを最初の設定の時にどこまでその確認を取っていくかというのは、我々としても研究してまいりたいと考えているところでございます。

三点目、井上委員から、バンク計画の作成に当たって標準処理期間を設定できないのかという御意見でございますけれども、小針委員からもありましたように、起算日をどのように考えるかということもございまして、元々借りたい、貸したいの利用調整のところから起算しますと、当然、利用条件の調整が入りますので、これを何か月以内に手続きしなさいという標準処理期間を設定するのは難しいのではないかと、

我々としては思っております。

そういう意味で、先ほど秋田の農地バンクからありましたように、その調整が終わって、市町村から原案という形でバンクに上がってきてからの事務処理は単純に書類仕事なので、そこについてどういうふうにか考えるかというのはありますけれども、本来は借りたい、貸したいの意向を把握してから、実際に権利が設定されるまでの期間は本来意味があることだと思っておりますので、そこについては慎重に考えないといけないのではないかと考えております。

それから、落合委員からございました、白紙委任を徹底した場合にどのような懸念があるのかということでございますけれども、貸付先の決定に当たっては、誰に貸すかということも大事なのですけれども、どういう条件で貸すかというのが重要な条件になっております。実際に、農地バンクを介した貸借の中でも、賃貸借だけではなくて、使用貸借、賃料が発生しない形で貸借している事例が実は全体の4分の1ぐらいございます。これは、出し手側が使用貸借でお願いしますということではなくて、借りる側のニーズとして、ただでも借りるので良いかどうかという意向が地権者の方にフィードバックされて初めてそういう条件が成立する事案でございますので、そういう意味からいって、完全に地権者と利用者を切り離して手続することが良いのかどうかというのは、実際の問題としても生じることがあるのではないかとというのは、一つの懸念材料になるのではないかと考えております。

それから、意見書そのものに対しての受止めということでございますけれども、白紙委任の周知徹底ということにつきましては、そもそも地権者と調整すること自体がけしからんということではなくて、最終的に地権者の意向に沿わない形で利用集積につながるような設定されることがあり得るのですよというのは御納得いただいていただくことが大事だと思っております、そういう意味での徹底というのは我々も進めてまいりたいと考えております。

もう一点の複数の借入れ希望があった場合にバンクのルールの中でどっちに貸すかをルール化しておくべきではないかということでございますけれども、これについては、農水省の説明資料にもありますが、基本的には地域計画で位置付けられた人に貸付けを行っていくということでございますので、複数の借入れ希望者がある場合に、周りの農地も含めて誰がその地域を管理していくのかというのは、地域計画の中でよく話し合っていていただくことが重要ではないかと考えております。

それから、秋元委員から、集積率のスケジュールを御指摘いただきましたけれども、委員からは8年度中というお話もございましたが、まず8年度においては、集約化の状況、生産コストの分析した上で、まずいろいろな関係者のヒアリングを行いまして、よくよく目指すべき集約化の水準についても分析してまいりたいと考えております。それを踏まえて、集約化率の算定につきましては、現状では9年度中の方針を定める

ことを目指したいというスケジュール感で進めてまいりたいと考えているところでございます。

農水省からは以上でございます。

○林座長

ありがとうございました。

それでは、時間の関係もありますので、最後の所有者不明農地制度に関する内容と目標地図データの集約化及び集約率の設定、その他の課題について議論したいと思えます。この関係で御発言を希望される方は挙手をお願いいたします。

そうしたら、特に手が挙がっていないということですが、目標地図データの集約化及び集約率の設定については、ただ今の秋元委員からの意見についてもお答えいただいたところですが、私としても、農地集約率の設定が無いと、現在の地域計画の目標地図の進捗を定量的に評価することも困難ですし、また、現在の農林水産省様における施策、地域計画の策定を中心に全て進めていくという施策がどの程度効果的だったのか定量的に把握することも難しいのではないかと思います。農業構造転換集中対策期間が令和7年度から令和11年度までであることを踏まえたと、私も秋元専門委員がおっしゃったように令和8年度中に設定するように検討を加速化するべきではないかと考えております。

二点目ですけれども、目標地図をPDFではなくGISデータで自治体に提出していただくということは、今後の農地集約率の設定のためにも必須であると思えます。バラバラの形式でデータが集まってきては、農水省で集約することも難しい状況だと思えます。もとより、自治体側の業務過多とならないように、集めるデータの項目数などは必要最小限とすることを前提として、任意ではなく、原則GISデータで提出するようにすべきではないかと思っておりますので、意見として述べさせていただきたいと思えます。

本日御参加いただいた他の御登壇者の皆様からも、追加でコメントとか御意見は大丈夫でしょうか。

それでは、本日は時間が過ぎてしましまして申し訳ございませんでしたが、議論はここまでとさせていただきたいと思えます。

本日の議論を踏まえて、農水省様におかれましては、各論点につきまして農地利用最適化に関する制度面・運用面の見直しについて、本日の委員意見書や出席者からいただいた御提案などについて御検討いただいた上で、次回の本ワーキングにおいて、これまでの議論において出てきた様々な対応策を踏まえて具体的に何を行うべきか議論できるように、御準備のほどよろしくをお願いいたします。

本日御出席いただきました皆様、ありがとうございました。関係者様におかれましては、こちらで御退室をお願いいたします。

(議題1 関係者退室)

○林座長

委員、専門委員の皆様申し上げます。本日時間の関係で質問し切れなかった御意見や質問がございましたら、明後日、4月16日木曜日までに事務局に御連絡をお願いいたします。

事務局、よろしいですか。

○宮本参事官

はい。お願いします。

○林座長

分かりました。

それでは、議題2、規制改革ホットライン処理方針についてに入ります。

こちらについては、資料2に基づき事務局から説明をお願いします。

○宮本参事官

資料2に記載されております規制改革ホットライン処理方針について、事務局から御説明いたします。

全てで5件ございます。

1件目、4件目、5件目については、再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項であることから「△」を付けております。

2件目については、所管省庁に再検討を要請する事項であることから「○」を付けております。

3件目については、本年1月に本ワーキング・グループにおいて取り上げた案件であることから「◎」とさせていただきます。

簡単ではございますが、事務局からの説明は以上になります。

○林座長

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明について御意見などはございますでしょうか。

小針専門委員、お願いします。

○小針専門委員

処理状況自体は問題無いので、あれを変えてくださいということではないのですけれども、1点だけ確認させてください。

農機の運搬の件なのですけれども、取りあえず国交省様に確認いただければ良いというところですが、要望者は全中という形になっていると思うのですけれども、交省様から御回答で頂いている部分で、営農指導に付随するものに関しては、事業者は要望としてはJAグループで農協法という形での記載になっているのですけれども、国交省の見解としては、農協法で言う営農指導事業に当たるようなことを他の事業者が同じような事業を行っている場合には、同様に同じような許可の考え方であるということの良いのですよねということを確認いただければと思っています。

農協以外にもこういうことをやっていらっしゃる事業者がいると思うので、ここは業でということ書かれていますので、こういう事業者とか団体とか法人というふうに規定されているものではないと理解しているのですけれども、想定はされるかなと思うので確認させていただければと思います。

以上です。

○宮本参事官

小針専門委員、ありがとうございました。

今いただいた確認事項につきましては、再検討を要請する際に併せて確認するようにいたします。

○小針専門委員

よろしく申し上げます。

○林座長

ありがとうございました。

他にございますか。よろしいでしょうか。それでは、規制改革ホットライン処理方針は、資料2のとおり決定いたします。

本日の議題は、以上でございます。最後に、本日御出席いただいた委員の皆様から、何か補足等があれば、御発言をお願いします。よろしいでしょうか。それでは以上で、本日のワーキング・グループを終了いたします。本日、御参加いただいた皆様、誠にありがとうございました。

速記はここで止めてください。